

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年3月30日（平成29年（行情）諮問第117号）

答申日：平成29年5月17日（平成29年度（行情）答申第57号）

事件名：特定の通知文書の発出に係る決裁文書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本件開示請求書に添付されていた、特定日付け東京法務局長名義の通知文書の発出に係る決裁文書（同決裁のために綴られている文書全てを含む。）及び同通知文書の前提となった申告に対する立件可否（開始・不開始）の検討に係る決裁文書（同決裁のために綴られている文書全てを含む。）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月27日付け2庶文1第167号により東京法務局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

不開示決定通知が主張するような、その存否を明らかにすることにより個人が特定されることは考えられないので、不開示決定は取り消されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった行政文書の名称は、開示請求書に添付されていた、特定日付け東京法務局長名義の通知文書の発出に係る決裁文書（同決裁のために綴られている文書全てを含む。）及び同通知文書の前提となった申告に対する立件可否（開始・不開始）の検討に係る決裁文書（同決裁のために綴られている文書全てを含む。）である。

処分庁は、下記4の理由により、平成29年2月27日、行政文書不開示の決定をし、同日付け2庶文1第167号「行政文書不開示決定通知書」で審査請求人に通知した。

2 本件通知文書について

法務局長又は地方法務局長は、被害者等から、人権侵犯により被害を受け、又は受けるおそれがある旨の申告があり、人権侵犯による被害の救済又は予防を図ることを求められた場合、原則として救済手続を開始することとなるが、一定の場合には救済手続を開始せずに、不開始とすることがある（人権侵犯事件調査処理規程 8 条 1 項、同細則 7 条）。

事件について救済手続を開始しないときは、法務局又は地方法務局は、被害の申告をした被害者等にその旨を通知する必要があるが、その際に発出するのが本件通知文書である（同規程 2 2 条 4 項）。

3 審査請求の趣旨について

不開示決定の取消し

4 不開示決定を行った理由について

本件開示請求は、個人を特定した上で、当該個人の申告に係る法務局の救済手続の内容等を記した書面の開示を求めるものであるが、本件対象文書の存否を答えると、特定個人が東京法務局に対して人権侵害であるとの被害申告を行ったという事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせる。

そして、上記事実の有無は、当該個人に関する情報であり、法 5 条 1 号の「特定の個人を識別することができる情報」に該当し、また、同号ただし書イからハまでに該当する事由も存しない。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法 5 条 1 号の不開示情報を開示することになるため、法 8 条の規定により全部不開示（存否応答拒否）とした。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------------|---------------|
| ① 平成 29 年 3 月 30 日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年 5 月 15 日 | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、その開示請求書には、特定個人からの人権救済の申立てに係る東京法務局長名義の当該特定個人宛ての通知文書（以下「本件通知文書」という。）の写しが添付されていると認められる。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えることにより、法 5 条 1 号の不開示情報を開示することとなるため、法 8 条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分が妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答

拒否の適否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

当審査会において、諮問書に添付された本件通知文書の写しを確認したところ、特定個人からの人権救済の申立てについて、東京法務局長が、当該申立てをした特定個人に宛てて、救済手続を開始しないことになったことを知らせる旨の記載が印刷されていると認められる。

本件開示請求は、開示請求書に本件通知文書の写しを添付した上で、当該通知文書の発出に係る決裁文書及び当該通知文書の前提となった申告に対する立件可否の検討に係る決裁文書（本件対象文書）の開示を求めるものであることからすると、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が東京法務局に対して人権救済の申立てを行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

そして、本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、法5条1号本文前段に該当するところ、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書ハに該当する事情も存しない。

また、本件存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、何人にも開示することが必要な情報であるとは考えられないことから、法5条1号ただし書ロに該当するとも認められない。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史